令和4年度 第1回 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会 議 事 録

- **1 開催日時** 令和 4 年 7 月 26 日(火) 10:30 ~ 11:30
- 2 開催場所 岩松公民館 3 階 視聴覚室
- 3 出席者
 - (1) 委員(18名)

宇和島市 産業経済部 部長 楠 憲雄

宇和島市 市民環境部 部長 古谷 輝生

宇和島市 産業経済部 農林課 課長補佐 駄場崎 明英(代理出席)

宇和島市 市民環境部 生活環境課 課長 土居 友治 (web 出席)

宇和島市 津島支所 支所長 山口 正司

宇和島市 農業委員会 会長 小清水 千明

宇和島市 農業委員会 事務局長 庵﨑 正幸

株式会社 GF 執行役員·風力開発部長 陶久 晴岳

JR 東日本エネルギー開発株式会社 取締役事業開発部長 青木 隆昌

津島町土地改良区 理事長 泉 雄二

白崎水利組合 代表 廣瀨 勇

寿町水利組合 代表 泉 定男

農事組合法人增穂生産組合 代表理事 梶原 忠

南予森林組合 参事 堀田 恵司

畑地財産区管理会 会長 山中 均

御槇地区自治会 自治会長 代表 是澤 宗幸

上槇地区自治会 自治会長 代表 土居 榮之進

愛媛大学大学院理工学研究科 教授 松下 正史 (web 出席)

(2) 関係者(7名)

株式会社 GF 風力開発部 槇川正木ウィンドファームプロジェクトマネージャー 静 秀彰

株式会社 GF 風力開発部 主任技術者 遠山 晃 (web 出席)

株式会社 GF EPC 事業部 プロジェクトマネージャー 兼岡 良樹 (web 出席)

株式会社 GF 風力開発部 清水 緑 (web 出席)

JR 東日本エネルギー開発株式会社 事業開発部 マネージャー 志澤 夏宏 (web 出席) JR 東日本エネルギー開発株式会社 事業開発部 マネージャー 國次 純 (web 出席) 中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課 課長補佐 上枝 学 (web 出席)

(3) オブザーバー (2 名)

愛媛県南予地方局 農林水産振興部 農業振興課 担当係長 岩本 洋 (web 出席) 愛媛県南予地方局 農林水産振興部 森林林業課 主任 船越 友記郎 (web 出席)

(4) 事務局(3名)

宇和島市 市民環境部 生活環境課 課長補佐 兵頭 利樹

環境政策係長 立花 裕嗣

環境政策係 主査 木下 嘉洋

4 議案

- (1) 槇川正木ウインドファームの進捗状況・整備計画等について
- (2) 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画の改定について
- (3) 槇川正木ウインドファームに関する設備整備計画の承認について

5 配布資料

- 協議会次第
- 資料1:委員名簿
- 資料 2:協議会設置要綱
- ・資料3: 槇川正木ウインドファーム事業について
- ・資料 4: 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画(案)
- · 資料 5: 設備整備計画(案)

6 議事

【開会】

事務局

開会を宣言。

所属委員 28 名のうち 18 名が出席しており、協議会設置要綱(以下、要綱)第7条第1項により、委員の過半数の出席を充足し、協議会の開催が成立していることを報告。

協議会の趣旨説明と、出席委員及び出席者の紹介。

【会長選任】

事務局

委員の任期更新後、初めての協議会となるため、協議会会長の選任を行いたい。

会長は、会議の進行や、意見の取りまとめを行う役割となる。

会長の選出については、要綱第4条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっているが、自薦、或いは推薦の提案はないか。

小清水委員

津島町土地改良区の泉理事長を推薦する。

事務局

泉雄二委員の会長就任に異議はないか。

全体

(異議なし)

事務局

泉雄二委員、承諾いただけるか。

泉雄二委員

承諾する。

【会長挨拶】

泉雄二会長

泉雄二会長より挨拶。

【副会長選任】

事務局

協議会の副会長の選任について、要綱第4条第3項により、会長が副会 長の指名を行うこととなっている。

泉雄二会長より指名をお願いしたい。

泉雄二会長

市民環境部 部長 古谷委員を副会長に指名する。

【資料確認】

事務局

配布資料を確認。

以後、要綱第6条第1項に基づき、会長に議事進行を依頼する。

【協議事項】

議案1 槇川正木ウインドファームの進捗状況・整備計画等について

泉雄二会長

津島町の槇川地区で計画されている風力発電事業について、現在の進捗 状況及び今後の整備計画等に関して、(株)GF に報告を求める。

陶久委員

今年3月の協議会で事業概要と進捗等を説明させていただいたが、改めて簡単に説明をさせていただき、あとは質疑で応じさせていただければと思っている。

今回ご協議いただきたいのは、資料5の設備整備計画。

文字だけで分かりにくい内容のため、この資料の説明や進捗等の説明の ため、資料3や別添の図面等を使わせていただきたい。

資料3の表題、槇川正木ウインドファーム事業ということで、槇川正木ウインドファーム合同会社という会社を設立して進めている。

1ページ目、この合同会社は、株式会社 GF と JR 東日本エネルギー開発株式会社とで設立。会社概要は記載のとおり。

2ページ目、出資割合は GF が 60%で JR が 40%。

宇和島市津島町槇川地区と、愛南町正木・緑丙地区に跨る地区が設備の エリアとなる。

連系容量は25MW(25,000kW)の設備で、四国電力の御荘線(66kV)という送電線に連系し、電気を送り込むという流れで整理をしている。

資料3別紙1を参照いただきたい。

改めてになるので詳細は申し上げないが、位置関係がよく分かる資料。 篠山の西側に瀬戸黒森という山があり、そこから西に少し移動したとこ ろに緑の丸があるが、ここに発電設備を設置する。

四国電力の御荘線が、海岸側の大平地区から愛南町の柏地区に走っており、この送電線に連系していくという計画で進めている。

4ページ目、地域との位置関係や発電設備の状況等をズームしたものになるが、赤い点は現在の計画している発電設備の位置、青い点は旧計画での位置となる。

後程申し上げるが、環境アセスメントの手続きの中で、また宇和島市や地区の皆様からご意見等をいただき、発電設備を10基から8基に減らしたほか、発電設備の位置も1号機・2号機・3号機を若干東に寄せ、地域からの視認を極力減らす形にしている。

従って、地区との距離、地区からの見え方等も、距離的には最大限、視認性に関してはより見えなくなるように、計画を修正して進めている。

5ページ目、以前にも少し紹介させていただいたが、これまでの経緯をまとめている。重要なところは赤字にしているが、それぞれいろいろと皆さんに協力いただきながら進めてきた経緯を記載している。

約10年前の平成24年に計画を開始し、地域の皆様にいろいろ指導をいただきながら、少しずつ少しずつ進めてきた流れになる。

平成25年4月には環境アセス方法書の説明会を開始し、平成27年に愛南町で農山漁村再エネ法の基本計画を最初に策定していただいた。

平成28年2月には津島町御槇地区・上槇地区と、翌3月には愛南町正木地区・山出地区と協定書を締結した。

平成 29 年には宇和島市で農山漁村再エネ法の基本計画を策定していただいたが、これはこのあと若干の修正を協議いただくことになる。

また、国有林の中でも保安林で計画をしており、この頃、林野庁と保安 林の解除の協議を時間をかけて進めてきたという経緯がある。 令和3年1月、宇和島市と愛南町の協議会で、風車の機種変更の承認をいただき、令和4年、今年の3月に改めて協議会を開催いただき、愛南町においては設備整備計画の承認をいただいた。今回、宇和島市においても設備整備計画を協議いただいているという状況になる。

資料には書ききれていないが、環境アセスメントの評価書手続きは、この6月に完了し、経済産業大臣から評価書の確定通知をいただいている。 また、保安林解除の協議を林野庁と進めてきたが、今月、保安林解除申請を受理すると林野庁から報告を受けたところである。

6ページ目、いろいろと時間をかけながら進めてきたが、今年の年末、令和4年度の年度末に、工事の着工を計画している状況になる。

7ページ目、これまでの概要を書いているが、説明は省略する。

8ページ目、今年3月の協議会において概要を説明したあと、大きく4つの質問をいただいた。

環境アセスメント関係・動植物関係に関しては、適切に環境アセスメントの中で評価しており、また、風車発電設備を山に設置した場合に、シカ・イノシシ・サル等が地域に下りて来る可能性についても、必ずしもそうではないと議論をいただいたところ。

地元の一次産品のPRに関しては、どのような内容になるのかと質問があったが、宇和島市の柑橘類や海産物等を、首都圏等で販売をする手伝いをさせていただくと回答している。

降雨による排水の影響については、工事中も含めて発電設備を設置した場合、雨が降って下流の地域に影響があるのではないかという質問だったが、施工の前と後で水の流れが変化して1%以上の影響を受ける範囲は、国有林内にすべて収まるということを、図を示して返答させていただいた。従って、工事の前と後で地域に水の影響はないということで、ご安心いただきたいと説明させていただいたところ。

施工に関して、地元業者の活用ができないかという質問をいただいており、今回これは農山漁村の振興と直接関わりないことであるから、設備整備計画の書面の中には文字として記入していないが、事業者としては、地域の声として趣旨は誠に理解しており、弊社と JR で話をし、施工の中で考慮をしていくと考えていると、回答をさせていただいた。

9ページ目、環境アセスメントの流れの再掲となる。

今回、評価書の最終段階にあり、確定通知をいただき、最後の手続きの縦覧を今週末から始める予定。この縦覧で、環境アセスメントは終了となる。

10ページ目から14ページ目、環境アセスメントの評価書で、動物等に関していただいた意見と事業者の回答を記載しているが、細かいので時間があればお目通しいただきたい。

動物・植物に対しては最大限の配慮を示しており、環境影響評価書と要約書をお手元に回覧させていただきたいと思うが、これにも対策等を書いているため、お帰りまで時間があればご覧いただけたらと思う。

15ページ目、評価書の手続きの中で、経済産業省と議論に時間がかかった内容となるが、施工の前と後で、篠山からの景観がどのように変わるのか、質問をいただいていた。

それを端的に示すために写真にしたが、15ページ目は10基の場合の案。

16ページ目、あまり変わらないという印象もあるかもしれないが、基数を減らして、奥の1号機・2号機・3号機の風車の位置を若干手前に寄せることで、山と海を仕切るラインを跨ぐ風車の大きさ・数を減らしている。

より環境影響が少ない配置になったと私どもは考えており、専門家に意見をいただいて進めている。

いずれにしろ、施工後のイメージを持っていただくために、改めて見て いただきたいと思い、参考に掲載をさせていただいた。

最後の17ページ目、地元貢献策として、設備整備計画の中に5つ記載させていただいた。

林業の振興への協力、工事施工や運営・運転を通じての地域の雇用、地元産品のPR、農林漁業振興のための売電収益の一部の拠出(宇和島市・愛南町に年間500万円ずつ)等を示させていただいた。

資料3別紙2として、工事の計画平面図をご覧いただきたい。

右手に篠山があり、スーパー林道から登っていく形での施工を計画している。赤く見えるところは工事用の道路で、8つある四角が風車のヤードとなる。

駆け足になったが、事業者からの進捗の説明と、事業概要の説明は以上となる。よろしくご協議いただきたい。

泉雄二会長

報告について、質問・意見・要望はないか。中国四国農政局の上枝様、補足等はないか。

上枝氏

特になし。

泉雄二会長

意見もないので、異議なしと認め、報告事項を承認するものとする。

全体

(異議なし)

議案 2 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画の改定について

泉雄二会長

議案1の風力発電事業の進捗に伴い、市の基本計算の改定が必要となる。 改定案について、協議会事務局に説明を求める。

事務局

資料4の宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画(案)を ご準備いただきたい。

こちらは、平成28年9月12日に策定され、平成29年に風力発電事業の 追加をしたものから、今回改めて風力発電事業の進捗に伴い、各種数値や 文言等の修正を行っている。変更点は赤字で記している。

1ページ目、基本計画の方針については、変更点は特になし。

2ページ目、前回の協議会で中国四国農政局より助言いただいた、地区の名前について、従来はA地区・B地区・C地区とアルファベットで表記していたが、岩松地区・増穂地区・槇川地区と、より分かりやすく字(あざ)名で、全面的に直している。

その他、3月(開催の協議会)からほとんど変わりないが、最新の数値を

反映し、直せるところは赤字となっている。

今回の槇川地区、宇和島市津島町槇川 槇川山国有林 2009 林班ほか、 ということで、60,895 ㎡の面積を開発することになっている。

また、発電出力については、風力発電 25,000kW ということで、3,600kW ×8 基を出力抑制して発電することになっている。

3ページ目、地区名の修正でC地区から槇川地区に記載を直している。

4ページ目、特段修正事項はなし。

5ページ目、3月(開催の協議会)から、槇川地区の下から4つ目、宇和島市津島町下畑地庚180-42の地目が、山林に変更となっている。

6ページ目から9ページ目、位置図の図面を載せているが、こちらも地区名をアルファベットから字(あざ)名に直している。

先程のGFからの説明にあったが、前協議会で要望のあった地元貢献策、地元事業者の活用については、事業者と協議の上、計画内容に文言としては反映してないが、できる限りの範囲で地元事業者を使うということで、承認いただいている。

事務局からの資料説明は以上となる。

泉雄二会長

報告について、質問・意見・要望はないか。

陶久委員

補足をさせていただく。

5ページの別紙 1、赤色の修正が多数入っているところ、従来は発電設備の風車が建つ場所だけ記載いただくよう、我々から申し上げていたが、各種許認可手続きを進めていく中で、発電設備に関わるすべて場所を入れたほうがいいということになり、管理用道路、送電線設備、変電設備を設置する場所に関しても追記させていただいたため、多数の修正が入っている。

泉雄二会長

承知した。

中国四国農政局の上枝様、補足等はないか。

上枝氏

特になし。

泉雄二会長

ということだが、何か意見は。

意見もないので、異議なしと認め、協議会としては、改定案を承認する ものとする。なお、今後の事業の進捗に伴い、新たに修正が必要となった 場合には、改めて協議会に諮ることとする。

全体

(異議なし)

議案3 槇川正木ウインドファームに関する設備整備計画の承認について

泉雄二会長

議案1の風力発電事業が実施されるためには、設備整備計画を協議会で 承認した後、市より認定が行われる流れになる。

計画案について、協議会事務局に説明を求める。

事務局

資料5の設備整備計画(案)をご準備いただきたい。

こちらは3月の協議会での内容から、ほとんど変更はないが、改めて説明させていただく。

協議会の中で、基本計画に続いて設備整備計画を承認いただき、最後に 宇和島市が認定をする形になっている。今回、協議会として承認をいただ くために、議題に挙げたもの。

風力発電事業の詳しい計画、設置計画が記載してあるものである。

2ページ目、先程申し上げたとおり、津島町下畑地庚 180-42 の地目が山林に変わっている。

3 ページ目、再生可能エネルギーの発電設備の整備を行う期間として、2022 年 12 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日、再生可能エネルギーの発電設備の使用期間として、2026 年 2 月 1 日から 2046 年 1 月 31 日の 20 年間という形になっている。

5ページ目、7番の特例措置に関する事項について、3月時点の案では、設備整備計画の認定による特例措置を活用する予定であったが、こちらに関しては特例措置を活用せずに実施する運びになったため、記載項目を削除し、7番のところは空欄となっている。

また、先程も申し上げたとおり、地元貢献策については、基本計画と同様、計画内容には反映しないものの、できる限りの範囲で地元事業者を使うようにすると、承認をいただいている。

最後に、設備整備計画の認定までの流れに関して、当協議会での内容承認後、国への保安林解除の手続きが完了してから、当市及び愛南町が時期を合わせて認定を行う予定となっている。

特例措置の活用をしないため、今回は愛媛県からの同意は不要になる見込みである。

事務局からの資料説明は以上となる。

泉雄二会長

報告について、質問・意見・要望はないか。中国四国農政局の上枝様、補足等はないか。

上枝氏

特になし。

泉雄二会長

意見もないので、異議なしと認め、協議会としては、改定案を承認する ものとする。なお、今後の事業の進捗に伴い、新たに修正が必要となった 場合には、改めて協議会に諮ることとする。

全体

(異議なし)

【その他】

泉雄二会長

その他、委員の皆様からご質問・ご意見・要望等はないか。

小清水委員

着工後の建設現場について、視察・見学はできるか。

陶久委員

事業者として最大限、協力させていただきたいと思う。 できるようにする。 小清水委員

地元の方たちは、そこらも見た方がいいんじゃないかなと思うので、またそういう要望があれば、ぜひとも、協力をお願いしたい。

陶久委員

承知した。

泉雄二会長

その点は、進捗状況によって工事をする業者とも相談しながら、よろしくお願いいたしたいと思う。

陶久委員

承知した。

泉雄二会長

ほかにないか。

ないようであれば、議事を終了し、事務局に進行をお返しする。

【事務連絡】

事務局

要綱第8条第3項に基づき、後日議事録を公表する旨を説明。 委員報酬の支払いに関する手続きについて説明。

【閉会】

事務局

閉会を宣言。